

報告書に見る生活保護ケースワーカーに対する研修について

ーテキストマイニングによる考察ー

まるもとケアプランセンター 主任介護支援専門員 杉田 貴行 (008282)

キーワード：生活保護ケースワーカー、報告書、テキストマイニング

## 1. 研究目的

生活保護業務を担当するケースワーカーには、自立を助長するという生活保護法の目的を達成するため、生活保護制度はもちろん他法他施策に関する知識も必要とされ、生活保護を受給されている人の最低限度の生活を保障するために支援する。各行政機関では、担当部局が年間を通じて、生活保護ケースワーカーに対する様々な研修を実施しており、各研修に職員が参加して知識・技術の向上を図っている。

本報告は「平成 30 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業報告書」に関して、行政機関の視点からの記述内容を整理し、そこから見出されるものを検討することにある。

## 2. 研究の視点および方法

本報告では厚生労働省がホームページ上で公開している「平成 30 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業報告書」(平成 31 年 3 月、全 102 ページ)をテキストとして用い、テキストマイニングの手法を用いて、行政機関の視点からの記述内容を整理し検討した。分析に使用する品詞として、「名詞」「サ変名詞」および「強制抽出名詞」を選択した。それぞれの出現数 60 以上をデータとして採用し、テキストマイニングソフト KH Coder(Ver.3. beta. 03d)を利用して、対応分析、多次元尺度構成法(2次元)、クラスター分析、共起ネットワークなどの方法を用いて分析を実施した。なお、出現数が 60 以上であっても他の語との結びつきがない場合は、自動的にデータから排除された。

## 3. 倫理的配慮

本報告は各行政機関により公表された個人を同定するデータが除去された統計データを基に分析を実施した。また分析は個人を抽出するのではなく集計値や記事から全体の傾向を対象とし必要な倫理的な配慮を十分に払い、データの内容の取扱いに関しては日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守した。なお、本発表に関連して開示すべき COI はない。

## 4. 研究結果

今回のデータは、総抽出語数(使用)48,583(20,947)、異なり語数(使用)3,783(2,805)であり、集計単位としてのケース数は文が 4,217、段落が 3,719、異なり語数(n)2,805、出現回数の平均 7.47、出現回数の標準偏差 29.21、文書数の平均 7.19、文書数の標準偏差 26.21 であった。

対応分析の結果から、「ケースワーカー」「事業」「状況」「実施」が、多次元尺度構成(2

次元)では、「相談」「生活」が、それぞれ空間上の位置の中心に近いことが確認された。クラスター分析では、「教材」と「作成」、「機関」と「連携」、「ケース」と「検討」などに関して、それぞれ結びつきのあることが確認された。共起ネットワークにおいては、「ケースワーカー」「生活保護」「業務」「職員」などのつながりの強いことが示された。

## 5. 考察

本報告の結果から、生活保護ケースワーカーのための研修は必要に応じて開催されており、対応分析にもあるように、職場での研修においてケースの検討や業務の取り組みなどが考慮されていることが推察された。ただ、教材の作成や組織の管理がそれほど十分になされていない現状も予測される。多次元尺度構成法において見られるように、知識、教材、作成が他の単語のグループからは離れてグループ化が形成されていることやクラスター分析の結果から、まだまだ現場では生活保護ケースワーカーの専門性が必ずしも確立されておらず、査察指導員が業務や職員との関係性が高いところから、先輩の体験談や事例検討、生活保護手帳や別冊問答集を中心に研修が実施されていることが想定された。ただ、共起ネットワークの結果にもあるように、職場で研修を実施するにあたり、ケースワーカーを対象とした教材の作成がなされている状況も示唆された。

現在の我が国においてはコロナ禍以降、どのような人が生活困窮状態に陥ってもおかしくない社会と考えるとよいほど貧困が増大している。そして、貧困が増大している状況が、社会保障制度の中における生活保護制度の割合を大きくし、生活保護制度に頼らざるを得ない状況を顕在化させているのではないか。対応分析の結果にもあるように、生活保護制度を理解し相談援助を通して、利用者の生活の支援を展開している状況が考えられる。それ故、利用者の収入、健康状態などの基本的な社会生活の維持を固守し、基礎的な専門分野の知識の修得の継続的な機会が堅持されなければならない。日本国憲法や生活保護法の重要性を考慮し、生活保護ケースワーカーが利用者の社会生活を支援していることを前提とした上で、利用者の社会生活の状況に応じて、生活保護制度を最大限に活用し、利用者の生存権や幸福追求権などの基本的人権が守られるような努力が求められている。

生活保護ケースワーカーは、利用者の思いを受容し共感して、ともに社会生活上の問題に対応する態度を示して、利用者と共に協働してその解決を支援する。生活保護ケースワーカーは、ケースワークを実践するに当たり、利用者のニーズを査定して、その人らしい社会生活の実現のため、利用者と共に寄り添い、利用者中心のケースワークの実践に努める必要がある。対人援助専門職として必要な社会保障、社会福祉、生活保護の知識の修得は当然のことであり、本報告の結果からも推察されるように、現場で査察指導員が現業員である生活保護ケースワーカーに対して、自身の業務上で得た経験や実際の手続きの方法などを指導している現状が見て取れた。ただ、系統的な対人援助技術としての知識や外部の専門家を講師とした研修の機会が、必ずしも十分ではないことも推測され、実践知の蓄積とともに、専門的な技術の修得の継続的な機会の確保が必要ではないかと認識される。

## 参考文献

阿部彩 他「生活保護の厳格化を支持するのは誰か——一般市民の意識調査を用いた実証分析——」

『社会政策』第11巻第2号、2019年、145～158ページ